

## 第6章

## 計画の推進体制と進行管理



## 第6章 計画の推進体制と進行管理

### 1 計画の推進体制とPDCAサイクル

市民・事業者・市の各主体が連携した推進体制を構築し、PDCAサイクル（Plan・計画→Do・実行→Check・点検評価→Action・見直し）に基づく進行管理により、計画、実行、点検・評価、見直しを行い、着実かつ効果的に第二次上田市環境基本計画を推進していきます。

#### Plan（計画）・Do（実行）

市民・事業者と市が連携した推進体制により、環境施策の取組みを確実かつ効果的に実施します。

市民・事業者の各主体は、第二次上田市環境基本計画の環境施策に基づき、自主的な環境配慮の取組みを実施するとともに、市の取組みに協力します。

市は、環境マネジメントシステム等に基づく環境施策事業を実施するとともに、市民・事業者・環境保全団体に対して、環境施策を実施するための有効な情報の提供や、さまざまな支援を行います。

また、環境意識を高めて全市的な環境保全の取組みを進めるためにも、各主体が学校等や事業所、地域において普及啓発や環境学習、体験学習を進めます。さらに、市の周囲を取り巻く広域的な環境問題については、国や県、周辺自治体との連携・協力により、その解決に取り組んでまいります。

#### Check（点検・評価）

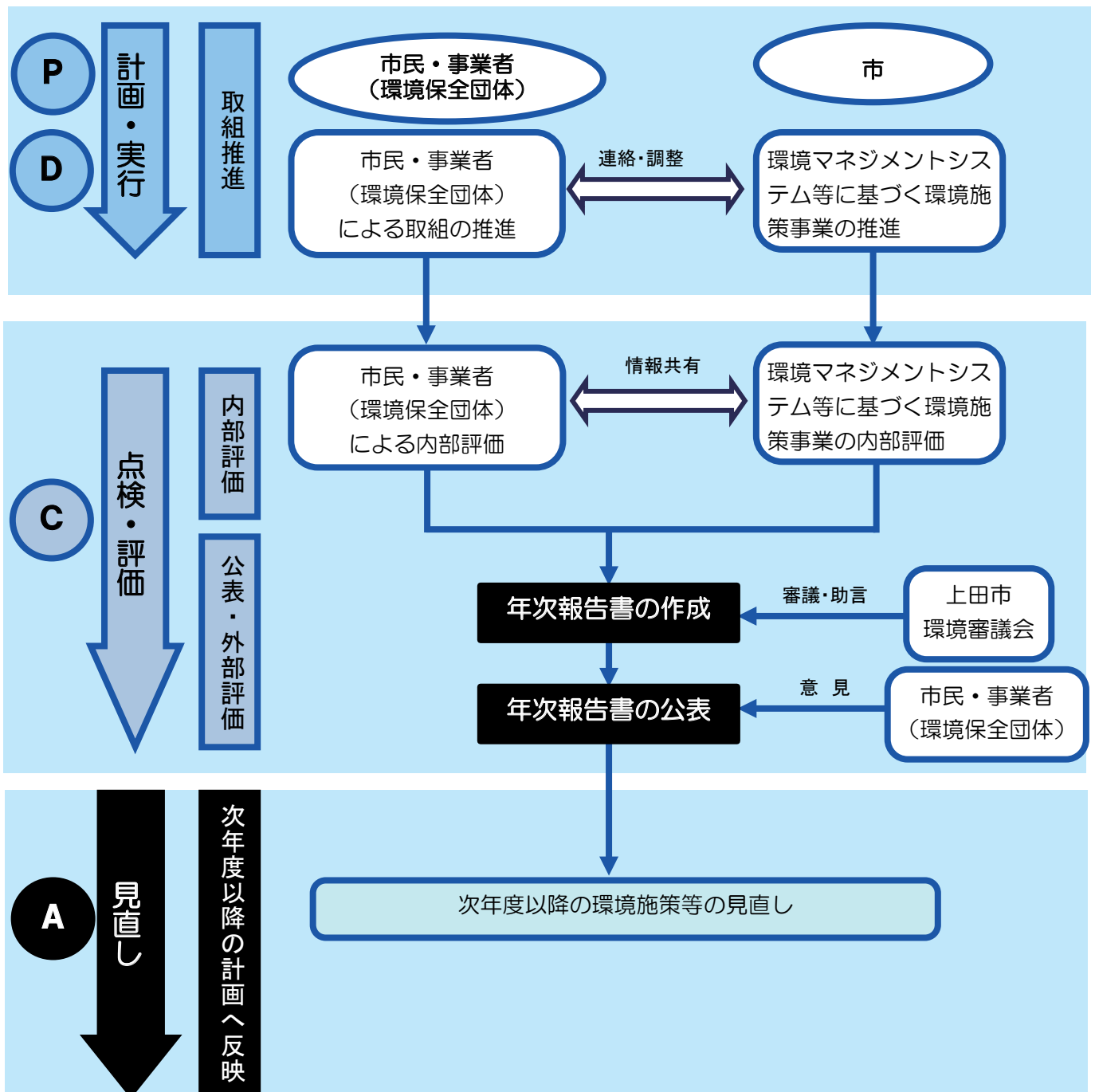
環境政策に基づく、個々の取組みの実施状況を点検・評価します。

市民・事業者の各主体は、それぞれの取組みの実施状況を内部で点検・評価するとともに、その結果を市と情報共有します。

市は、環境マネジメントシステムや担当部署の実施報告に基づき、環境施策に基づく個々の事業の実施状況を内部で点検・評価します。

#### Action（見直し）

市は、環境施策に基づく取組みの実施状況とその点検・評価結果、並びに、市民・事業者の点検・評価結果を、年次報告書にとりまとめます。また、環境の保全および創造に関する基本的事項、重要事項を審議するため、「上田市環境基本条例」に基づき設置される環境審議会は、年次報告書の報告を受けて審議し、必要に応じて助言します。その後、市は年次報告書を公表するとともに、より効果的な取組みを行えるよう、環境施策等の見直しを行い、次年度以降の計画に反映して実行していきます。



## 2 計画の周知啓発

市の環境ビジョンの実現のため、市民・事業者・市が主体となって環境関連施策や取組みを実行できるよう、本計画を積極的に周知します。

啓発方法として、市ホームページ等への計画の掲載や広報等により啓発していきます。また、環境保全団体のほか、自治会等の団体、商工会議所等の事業者団体を通じて、各主体に対し、計画の啓発を行い、各々の役割についての理解と実行を促します。